

## 令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（令和4年（2022年）9月26日現在）

### 1. 監査のテーマ

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について

### 2. 監査の実施期間

令和2年6月22日から令和3年2月15日まで

### 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	33件	37件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	43件	49件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
総務部 行政総務課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
総務部 デジタル戦略課	2	2 (100%)	0	0	0	0	7	7 (100%)	0	0	0	0
総務部 契約検査課	0	0	0	0	0	0	5	3 (60%)	2 (40%)	0	0	0
都市経営部 経営計画課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市経営部 創造改革課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
福祉部 福祉指導監査課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
福祉部 障害福祉課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
福祉部 長寿社会政策課	13	13 (100%)	0	0	0	0	7	4 (57%)	3 (43%)	0	0	0
福祉部 長寿安心課	17	17 (100%)	0	0	0	0	14	11 (79%)	3 (21%)	0	0	0
健康医療部 保険給付課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
健康医療部 保険資格課	2	2 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
健康医療部 保険収納課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	37	37 (100%)	0	0	0	0	49	40 (82%)	9 (18%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相 違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

## 5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和4年9月26日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
市が施設を所有する必要性の見直しについて	長寿社会政策課 創造改革課
将来的な永寿園とよなかの設置主体の見直しについて	長寿社会政策課
市民入所率の取扱いについて	長寿社会政策課
事業の継続性について	長寿安心課
最低制限価格制度の運用について	契約検査課
一層の利用促進に向けた実施方法等の継続的な見直しについて	長寿安心課
事業の重複について	長寿安心課

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和4年(2022年)9月26日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
<b>I 介護認定・介護保険料の賦課徴取関連</b>								
8	52頁	保険給付の制限の実施について	市では、「償還払い化」、「一時差し止めと保険料の控除」及び「給付率の変更と高額介護サービス費等の支給停止」といった保険給付の制限を実施した実績がない。しかし、保険給付の制限は、2年の時効消滅前に保険料支払を促す趣旨で介護保険法に規定された措置である。今後、介護保険法の規定の趣旨に鑑み、保険給付の制限を適用すべく、保険資格課、保険収納課並びに関係課(保険給付課、長寿社会政策課及び長寿安心課)において、実際の運用方法等を検討する必要がある。	○		保険資格課 保険収納課 保険給付課 長寿社会政策課 長寿安心課	介護保険の給付制限については、令和3年12月に検討会を発足し協議をスタートさせ、運用方針を定めました。令和4年9月に、運用マニュアルを作成したうえで、市民周知の徹底や候補者への予告通知を送付しました。10月以降の制限適用に向け、関係課と連携を図りながら対応します。	措置済
<b>II 施設の維持・運営に係る事業</b>								
23	82頁	収益事業を含めた収支状況の改善について	令和元年度における原田、庄内及び高川の3施設の収益事業は赤字となっている。「豊中市介護予防センター(旧老人福祉センター)使用貸借契約書」においては、介護予防センターを複数運営する場合、全センターの収支で黒字になれば良いが、令和元年度における全センターの収支は依然10,554千円の赤字にとどまっていることもあり、引き続き府事業団に対して介護予防センター6施設を合算した収支状況の改善に向けた取り組みを促す等、今後の対応を検討する必要がある。	○		長寿安心課	収支状況を改善するため事業者が提案する収益事業を適宜実施できるよう、令和4年3月に新仕様書を作成し、令和4年度から新仕様書に基づき契約しました。	措置済
<b>III 施設の維持・運営以外の事業</b>								
54	179頁	事業の重複について	直近4年度で延利用者数は減少しており、市社会福祉協議会が実施する「福祉便利屋」事業との競合が起きているとも考えられる。ただし、軽度生活援助業務のシルバー人材センターへの委託には、高齢者の生きがいづくりの側面もあることから、各校区における福祉便利屋事業の充実度等を踏まえた本事業とのすみ分けの適否等も含め、本事業の方向性について検討が必要である。	○		長寿安心課	令和3年度から他の生活支援サービスとともに事業の見直しを検討してきました。令和4年4月に市社会福祉協議会にヒアリングを実施。「福祉便利屋事業」や「生活支援事業」はあくまでボランティアの協力の上に成り立つ事業であり、また高齢者の生きがいづくりの側面を補完できるものではないため、軽度生活援助事業とは競合しないことが確認できましたので、軽度生活援助事業は従来どおり継続することにしました。	措置済